

中土佐町農業委員会 会議事録

(令和7年度第9回 総会)

1. 開催日時： 令和7年12月22日(月) 午後4時30分 ~ 午後4時45分
その他を含めると午後5時05分終了

2. 開催場所： 中土佐町役場 1階大会議室①

3. 出欠委員：

	役職・番号	名前	出席	欠席
農業委員	会長	西岡 英男	○	
	会長職務代理者 1番	政岡 妙	○	
	2番	岩本 隼夫	○	
	3番	下元 和恵	○	
	4番	政岡 富生	○	
	5番	政岡 直文	○	
	6番	山岡 正治	○	
農地利用最適化推進委員	1番	有澤 明男	○	
	2番	岩崎 憲二	○	
	3番	黒原 美一	○	
	4番	下元 勲	○	
	5番	田上 敦之	○	
	6番	野村 正幸	○	
	8番	山本 孝志	○	
		合計		14人

4. 議事日程： 第1号議案 非農地証明願について(3件)
その他1 地区委員からの報告及び提案等
その他2 事務局からの諸連絡等
その他3 こと京都視察報告

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 黒岩 陽介
事務局(書記) 永石 吏

6. 議事参与の制限：

該当無し

- 議長 それでは令和7年度の第9回総会を始めます。慎重にご審議のうえ適正なご決定を頂きたいと思います。
- 議長 出席委員は14名中14名で総会は成立しております。議事録署名人ですが私の方から指名させて頂くことにご異議、ございませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということですので指名をさせていただきます。5番、政岡直文委員さん。6番、山岡 正治委員さん。よろしくお願ひします。
- 議長 議案に入りたいと思います。
第1-1号議案、「非農地証明願」についてです。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】
許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。現地確認の有澤 明男委員さん、何かありましたらお願い致します。
- 有澤 明男委員 はい、現地は写真のとおり宅地です。特に問題はないと思います。
- 議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑はございませんか。
- 【発言無し】
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
- 議長 採決を致します。第1-1号議案、「非農地証明願」について、許可することにご異議はございませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第1-1号議案は許可されました。
- 議長 続きまして第1-2号議案、「非農地証明願」についてです。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】
許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。現地確認の有澤 明男委員さん、何かありましたらお願い致します。
- 有澤 明男委員 はい、現地は写真のとおり宅地です。特に問題はないと思います。
- 議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑はございませんか。
- 【発言無し】
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。

議長 採決を致します。第1－2号議案、「非農地証明願」について、許可することにご異議はございませんか。

『異議無し』

議長 異議なしということなので、第1－2号議案は許可されました。

議長 続きまして第1－3号議案、「非農地証明願」についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書の朗読及び説明】
許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。現地確認は私が行ってきました。現地は雑種地で、木が植えてあり畑として使用していません。問題はないと思います。

議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑はございませんか。

【発言無し】

議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。

議長 採決を致します。第1－3号議案、「非農地証明願」について、許可することにご異議はございませんか。

『異議無し』

議長 異議なしということなので、第1－3号議案は許可されました。

議長 以上をもちまして、令和7年度第9回総会を閉会致します。引き続きその他の案件に移ります。

署名委員

署名欄

その他 1	地区委員からの報告及び提案等 田の畦畔について
その他 2	事務局からの諸連絡等 高知県農業振興地域整備基本方針の変更について 農業委員会全員研修会について 来月の総会の日程
その他 3	こと京都視察報告

非農地証明願い 調査書

1. 個人情報

	住所	名前
申請者		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和7年度第9回 総会	第 1-1 号	令和7年12月10日
総評	高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)に該当するため、証明できると判断できる。	
特記事項	特になし	

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
日本型直接支払制度の該当地であるか 中山間地域等直接支払、多面的機能支払 等	該当しない	
農業振興地域の農用地であるか。	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

4. 高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)における証明の対象の確認

項目	調査結果	判断理由
ア 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地	左記項目の Ⅱ に該当する	現地は、昔より宅地として使用されており、証明対象と判断できる。
イ 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地		
ウ 昭和27年10月21日以降農地であった土地で、耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地		
エ 昭和27年10月21日以降、人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地		
オ 規則第29条第1号に該当する農業用施設等に転用された土地		
カ その他農地転用許可を要しない事案等で転用行為が完了している土地		

担当委員：	有澤 明男 委員
作成：	事務局 永石 吏

非農地証明願い 調査書

1. 個人情報

	住所	名前
申請者		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和7年度第9回 総会	第 1-2 号	令和7年12月10日
総評	高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)に該当するため、証明できると判断できる。	
特記事項	特になし	

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
日本型直接支払制度の該当地であるか 中山間地域等直接支払、多面的機能支払 等	該当しない	
農業振興地域の農用地であるか。	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

4. 高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)における証明の対象の確認

項目	調査結果	判断理由
ア 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地	左記項目の Ⅱ に該当する	現地は、昔より宅地として使用されており、証明対象と判断できる。
イ 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地		
ウ 昭和27年10月21日以降農地であった土地で、耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地		
エ 昭和27年10月21日以降、人為的に転用した土地で、転用事行為から既に20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地		
オ 規則第29条第1号に該当する農業用施設等に転用された土地		
カ その他農地転用許可を要しない事案等で転用行為が完了している土地		

担当委員：	有澤 明男 委員
作成：	事務局 永石 吏

非農地証明願い 調査書

1. 個人情報

	住所	名前
申請者		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和7年度第9回 総会	第 1-3 号	令和7年12月12日
総評	高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)に該当するため、証明できると判断できる。	
特記事項	特になし	

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
日本型直接支払制度の該当地であるか 中山間地域等直接支払、多面的機能支払 等	該当しない	
農業振興地域の農用地であるか。	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

4. 高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)における証明の対象の確認

項目	調査結果	判断理由
ア 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地	左記項目の ウ に該当する	現地は、昔より雑種地として使用されており、証明対象と判断できる。
イ 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地		
ウ 昭和27年10月21日以降農地であった土地で、耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地		
エ 昭和27年10月21日以降、人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地		
オ 規則第29条第1号に該当する農業用施設等に転用された土地		
カ その他農地転用許可を要しない事案等で転用行為が完了している土地		

担当委員：	西岡 英男 会長
作成：	事務局 永石 吏